

## 少年院の教育評価における参考情報利用の実態に関する研究（その1）

矯正協会附属中央研究所 大川 力  
妙円菌 章  
出口 保行\*  
土持 三郎  
橘 偉仁  
茂木善次郎  
東京矯正管区 大西 美加\*\*

### 1 はじめに

#### （1）研究の目的

学校における教育評価は、教育目的や指導目標に照らして、教育の成果を評価するだけでなく、教育計画、教育内容及び方法、教師、設備、環境等の適切性を判断することを含むかなり広い概念とされている。少年院における教育評価も、単に矯正教育が少年に及ぼした効果を測定するだけでなく、矯正教育全体の活性化のためには、システム全体について常に評価し改善を図っていく必要があると思われる。特に少年非行は質量ともに変動が大きいし、そうした変化する教育対象を持つ少年院の矯正教育は、評価と改善を繰り返さざるを得ない。

一方、少年院における教育は、学校教育と異なり学年がなく、五月雨入院、出院のため、教育を実施しつつ評価をし、計画を練り直す活動を繰り返し行っている実情で、例えば問題類型別指導など、ある時期に集中的に指導を行う場合は、教育の進行に応じた教育の評価をすることが可能であるが、一般的には教育の進行に応じた評価には多くの困難がある。

また、少年院における教育の学校教育と異なる点は、対象者の質が施設により異なると同時に、いろいろな面から個別的な配慮が必要な対象である点にあるといえよう。

その上、少年院はそれぞれ立地条件も異なり、施設・設備、社会資源等についても相違があり、さらに処遇課程等による特色化も要請されている。それだけに教育評価のためには、自己評価と同時に、より開かれた形で外部からの意見を取り入れる必要がある。したがって学校教育における教育評価とは異なった観点も必要とされる。

教育評価について以上のように考える場合、少年院での教育評価は、自己評価だけでなく家庭裁判所をはじめとする少年保護関係機関から寄せられる意見、また、現に教育を受けている少年やその保護者の期待等のいわゆる他者評価も評価の参考情報として重要であることは言うまでもない。そこで本研究では、各少年院が教育評価に資する情報をどのようにして収集しているか、そして、収集した情報をどのように利用しているかを調査し、情報をより広く集め、教育評価の上で効果的に利用するための基礎資料を得ることを目的と

\*現法務大臣官房秘書課

\*\*現浦和少年鑑別所

して計画されたものである。

## (2) 教育評価における参考情報

矯正教育における教育評価の主体は、評価の結果によって改善をなし得る立場にある者であり、教育の計画と実施に直接責任のある少年院職員及び職員の組織体である少年院である。そして、評価については、職員及び組織体としての少年院が常に検討する必要があるが、独善的となるおそれがないとはいえない。また、少年保護が、関係諸機関の連係の上に成り立っていることからすると、それら関係機関からの意見、希望、期待及び現に教育を受けている少年とその保護者からの意見、期待も教育評価の資料として重要であると考えなければならないし、そうすることが評価をより客観的、妥当なものにすることになると思われる。

少年保護関係機関のなかで家庭裁判所は、少年院にとっては少年の送り手であり、一方、保護観察所は少年の受け手であるので、当然のことながら少年院が実施する教育に対する意見、期待を持っているものと思われ、それらの意見等は、少年院としては重要視しなければならない。

また、矯正教育の目標が少年の更生にあり、その目的は効果的な教育の実施と同時に、少年自身の更生への自覚的努力によって、よりよく達成されるので、更生への意欲が高ければ高い少年ほど、現に受けている教育への期待は大きいものとなり、自分の受けている教育に対しても、それなりの意見を持っているかもしれない。

保護者も、親による監護及び教育が及ばなくなった少年に対し、少年院が親に代わって立ち直りのための教育を施すことに望みをかけており、少年院教育への期待は大きいものと思われる。

このように矯正教育を評価するために必要な参考情報は、かなり広範なものにならざるを得ないが、今回の調査においては、より基

礎的な面を見ようとしているものであることを始めにお断りしておきたい。

## 2 調査の方法

### (1) 調査のねらい

教育評価の目的からすると、教育に直接的に、又は間接的に関係する事柄のすべてが評価の対象になると考えられる。これまで少年院における教育評価についての研究は少なく、まして広範な実態調査が行われたこともなかったため、情報収集及び情報の利用状況がどのような傾向にあるかの概要を把握できるようにした。

### (2) 教育評価の対象

本研究では、教育評価の対象の中から、多くの少年院に共通していると思われるもののうち次のものについて調査することとした。

- ① 成績評価の在り方
- ② 教育内容
- ③ 教育方法
- ④ 職員の指導の在り方
- ⑤ 教育施設・設備
- ⑥ その他

また、少年院教育を評価するための資料を、平素から関係機関等へ提示しておく必要があり、それにより関係機関等との連絡協調を図ったり、現在行っている教育について理解を深めてもらうだけでなく、教育の改善に利用しうる意見等を徴するためにも広報は重要な役割を持っている。そこで各施設の広報の状況についても調査することとした。なお、広報については次の紀要において報告する予定である。

### (3) 調査の方法等

全国の少年院53庁に、教育評価実態調査票を送付し、記入を依頼した。調査期間は平成7年11月1日から平成8年10月31日までとした。

### (4) 調査項目

- (ア) 少年保護関係機関からの参考情報収

集及び利用状況（情報収集の機会ごとの情報内容及び利用状況）

(イ) 少年及び保護者からの参考情報収集及び利用状況

少年：面接，日記，作文及び出院時感想

録について情報量，内容及び利用状況

保護者：保護者会，面会，面接及び保護者照会について情報量，内容及び利用状況

(ウ) 矯正広報

広報実施の機会ごとに，広報先，目的，内容，担当者及び利用資料について

(エ) 参考情報収集及び利用についての施設特有の事例

(オ) 教育評価についての意見及び提言

(カ) 教育評価に資する参考情報の収集及び利用についての意見及び提言

3 結果

まず，少年保護関係機関からの参考情報収集の機会はいろいろあるが，その代表的なものである関係機関との協議会・研究会及び教

育行事を通じての情報収集状況について見ることとする。

(1) 各種協議会

情報収集の機会として，家庭裁判所をはじめ少年保護関係機関が出席する協議会という名称をもつもの，又は，それに準じる会合の記入を求め，収集した情報の内容及びその利用状況を調査した。その結果は，参加した協議会の名称と参加した庁の数は次のとおりである。

家庭裁判所と	
少年保護関係機関との協議会	45
矯正と保護との連絡協議会	35
家庭裁判所と学校との連絡協議会	30
少年院処遇問題協議会	26
少年保護関係機関協議会	25
少年事件関係機関連絡協議会	7
暴力団離脱支援対策協議会	4
家庭裁判所と警察の連絡協議会	3
非行少年問題協議会	2
計	177

表1 情報利用と利用状況(協議会，研究会，行事)

収集機会	内 容	有効利用	努力目標	対応不可	無記入
各種協議会	成績評価の在り方	6	11	0	160
	教育内容	72	61	0	44
	教育方法	35	70	0	72
	職員の指導の在り方	4	11	0	162
	設備など	1	6	8	162
	その他	21	42	0	114
各種研究会	成績評価の在り方	17	31	1	110
	教育内容	72	66	0	21
	教育方法	75	73	0	11
	職員の指導の在り方	9	36	0	114
	設備など	2	18	8	131
	その他	4	26	0	129
教育行事	成績評価の在り方	3	3	0	133
	教育内容	30	59	0	50
	教育方法	11	52	0	76
	職員の指導の在り方	0	18	0	121
	設備など	6	10	10	113
	その他	2	20	0	117

注1 「対応不可」とは，自庁だけでは対応ができなかったものである。

注2 無記入とは，協議会などは開催されたが，当該内容について情報がなかったことを示す。

調査期間中、各種協議会を開催し、又は出席した総数は177回であり、1庁当たり3.3回であった。その内容は家庭裁判所を中心とした少年保護関係機関、矯正施設と保護関係機関、家庭裁判所と中学校又は高等学校、少年院処遇に係わる関係機関との協議会を多くの少年院が挙げている。

それら参加機関から寄せられた情報内容と利用状況については、表1に示した。情報内容は、教育内容及び教育方法についてのものがほとんどで、成績評価の在り方、職員の指導の在り方及び教育施設・設備についての意見はわずかであった。利用状況は、今後の努力目標にしているか有効利用しているかしており、そのうち、教育内容についての情報については、その半数以上を有効利用している。一方、教育施設・設備については、自庁だけでは対応できないとしている場合が多い。

その他特殊なものとして4庁が暴力団離脱支援対策協議会を挙げている。これには問題類型別処遇における暴力団問題講座との関連も考えられる。

## (2) 各種研究会

各種研究会については、矯正管区主催の研究発表会(41)、事例研究会(37)、研究授業(27)及び処遇技法研究会(23)が多かった。人間行動科学の進歩とともに、生活指導領域において各種処遇技法が取り入れられているが、近時、SSTをはじめとする処遇技法の研究会

が各地で開催されているようであり、4割以上の施設がこれら処遇技法の研究会に参加している。

収集された情報は、表1のとおり、教育内容及び方法に関するものが多いが、成績評価の在り方及び職員の指導の在り方については、協議会から得られた情報に比べ比率において倍以上となっている。利用状況について見ると、情報の多い教育内容及び方法について得られた情報のうち半数以上が有効利用されている。

## (3) 教育行事

各少年院とも、季節に応じた行事、教育成果を発表する行事等、多種多様な教育行事を実施している。調査の結果では行事は22種類139回で、回数の多いものは、運動会(37)、成人式(24)、盆踊り(19)、卒業証書授与式(16)、意見発表会(11)であった。

情報内容は、表1のとおり、協議会及び研究会と同様に、教育内容及び方法についてが多く、次いで、教育施設・設備、その他、職員の指導の在り方である。また、利用状況は、今後の努力目標にしている場合が多いが、そのうち教育内容については、他と比べて有効利用している率が高い。

## (4) 自庁職員の往訪

自庁職員が少年保護関係機関を訪れた際、各種の情報交換の中で教育評価に資する情報を収集することができる。往訪の目的は多様

表2 情報利用と利用状況(他庁への往訪)

収集機会	内 容	有効利用	努力目標	対応不可	無記入
自庁職員	成績評価の在り方	4	14	1	118
の往訪	教育内容	52	58	1	26
	教育方法	36	50	1	50
	職員の指導の在り方	27	8	0	102
	設備など	14	36	15	72
	その他	11	24	0	102

注1 「対応不可」とは、自庁だけでは対応ができなかったものである。

注2 無記入とは、往訪はあったが、当該内容について情報がなかったことを示す。

表3 情報利用と利用状況（他庁からの来訪）

収集機会	内 容	有効利用	努力目標	対応不可	無記入
他庁職員 の来訪	成績評価の在り方	8	24	0	139
	教育内容	50	90	0	31
	教育方法	28	85	0	58
	職員の指導の在り方	20	8	0	143
	設備など	7	25	3	136
	その他	4	36	0	131

注1 「対応不可」とは、自庁だけでは対応ができなかったものである。

注2 無記入とは、来訪はあったが、当該内容について情報がなかったことを示す。

であるが、本調査では往訪の目的が視察・見学又は業務説明等の広報のため他庁を訪れた場合に収集した情報内容及び利用状況について調査した。往訪先としては他の少年院(88)が多く、次いで家庭裁判所(48)、少年鑑別所(36)、少年保護関係機関(30)となっている。

往訪者は、一般職員（専門官及び教官）が多いが、首席専門官、統括専門官も往訪の機会が多い。得られた情報の内容を表2に示す。教育内容及び方法が多いが、教育施設・設備、職員の指導の在り方についても比較的情報を収集しており、協議会等に比べ有効利用の比率は高い。

#### （5） 他庁職員の来訪

他庁職員の来訪の目的は多様であるが、本調査では、視察又は見学のため来庁した場合に収集した情報と利用状況について調査した。

少年院への他庁職員の視察又は見学は、調査期間中1庁平均3件強であり、家庭裁判所職員が50%近くを占め、その内訳では裁判官と調査官がほぼ同数である。収集した情報の内容は、教育内容と方法が70%近くを占めているが、利用状況からみると表3に示したとおり、努力目標の率が多く有効利用度は低い。

#### （6） 論文・学会出席等

教育評価に資する参考情報収集の機会として、雑誌等の論文や学会等への出席がある。

表4 情報利用と利用状況（論文・学会）

収集機会	内 容	有効利用	努力目標	対応不可	無記入
論文	成績評価の在り方	11	14	0	106
	教育内容	39	55	1	36
	教育方法	34	56	2	39
	職員の指導の在り方	12	31	0	88
	設備など	1	22	7	101
	その他	3	38	0	90
学会	成績評価の在り方	2	10	0	42
	教育内容	16	29	1	8
	教育方法	16	30	1	7
	職員の指導の在り方	4	15	2	33
	設備など	1	5	2	46
	その他	2	14	0	38

注1 「対応不可」とは、自庁だけでは対応ができなかったものである。

注2 無記入とは、論文・学会を利用したが、当該内容については、情報がなかったことを示す

表5 少年からの情報と利用状況

収集機会	内 容	有効利用	努力目標	対応不可	無記入
面接	成績評価の在り方	41	8	0	4
	教育内容	32	15	0	6
	教育方法	34	13	0	6
	職員の指導の在り方	29	18	0	6
	設備など	11	20	4	18
	その他	18	4	0	31
日記	成績評価の在り方	36	10	7	0
	教育内容	31	14	0	8
	教育方法	30	17	0	6
	職員の指導の在り方	29	16	0	8
	設備など	10	16	7	20
	その他	17	7	0	29
作文	成績評価の在り方	38	7	0	8
	教育内容	33	12	0	8
	教育方法	33	12	0	8
	職員の指導の在り方	25	17	0	11
	設備など	8	15	4	26
	その他	13	6	0	34

注 各内容ごと、1施設につき1回答の形式。

論文としては家庭裁判月報(23)、刑政(22)、矯正管区発行誌(21)、矯正教育研究(14)、犯罪と非行(11)、罪と罰(9)が主な情報源になっている。得られた情報の内容は、教育内容及び方法が60%近くを占めるが、職員の指導の在り方についてが13%強もあり、これまでみてきた情報入手の機会に比べ高率である。利用状況では今後の努力目標にしている場合が多い。

学会等への出席では、矯正教育学会(31)、特殊教育学会(13)、犯罪心理学会(5)、矯正医学会(4)に限られている。得られた情報の内容は、教育内容及び方法についてが多く、次いで多いのが職員の指導の在り方についてであり、論文からの情報と同じ傾向にある。利用状況は今後の努力目標にしている場合が多く、次いで有効利用となっている(表4)。

#### (7) 少年

現に教育を受けている少年から情報を収集する機会は多々あると思われるが、本調査で

は、その代表的なものとして面接、日記、作文を取りあげてみた。3つの機会から得られる情報内容と利用状況は、表5のとおりである。

情報量から見ると面接が多く、次いで日記、作文の順である。情報内容を見ると、どの機会でも成績評価の在り方についての内容が一番多く、次いで、教育内容、教育方法、職員の指導の在り方、教育施設・設備、その他の順となっており、関係機関からの情報に比べ広範囲になっている。

また、情報のうち有効利用したものは65.3%、今後の努力目標にしたものは31.7%である。情報内容別に見ると成績評価の在り方、教育内容、教育方法、職員の指導の在り方及びその他について、有効利用が努力目標にした場合を上回っている。なかでも成績評価の在り方についての情報の78.2%を有効利用している。

表6 保護者からの情報と利用状況

収集機会	内 容	有効利用	努力目標	対応不可	無記入
保護者会	成績評価の在り方	16	9	0	28
	教育内容	28	12	0	13
	教育方法	27	13	0	13
	職員の在り方	16	16	0	21
	設備など	4	13	7	29
	その他	15	7	0	31
面会	成績評価の在り方	25	12	0	16
	教育内容	30	13	0	10
	教育方法	33	14	0	6
	職員の在り方	16	19	18	0
	設備など	6	12	8	27
	その他	15	6	0	32
保護者面接	成績評価の在り方	24	10	1	18
	教育内容	34	12	0	7
	教育方法	35	10	0	8
	職員の在り方	15	13	0	25
	設備など	5	14	3	31
	その他	15	6	0	32

注 各内容ごと、1施設につき1回答の形式。

#### (8) 保護者

保護者から情報を収集する機会も少年からの場合と同様多々あると思われるが、本調査は保護者会、面会、保護者面接の3つの機会をとりあげた。表6はこれをまとめたものである。

保護者からの情報については、調査票への記入のない施設がかなりあった。情報量を機会別に見ると、面会の場面からが多く、次いで面接、保護者会であった。情報内容別に見ると、教育方法、職員の指導の在り方が多く、次いで教育施設・設備、成績評価の在り方であり、教育内容についてが一番少ない。

利用状況については、少年からの情報の場合と同様、有効利用した場合が多く有効利用が59.1%となっており、努力目標が34.8%、対応できない場合が6.1%であった。情報内容別に見ると、成績評価の在り方、教育内容、教育方法及びその他について有効利用した場

合が今後の努力目標にしている場合を上回っている。

#### (9) 保護者照会及び出院時感想録

少年及び保護者からの情報入手の機会としては、職員による面接等の他に、保護者に対する入院時保護者照会及び出院直前に少年に記載させる出院時感想録がある。いずれも照会の仕方、質問の仕方によっては教育評価に資する情報を得られる機会となりうる。

そこで、両者から得られる情報の内容はどうのようなものであるか、そしてそれをどのように活用しているかを調査し、併せてその様式の送付を依頼した。

#### (ア) 入院時保護者照会

入院時保護者照会は、48庁において行われ、5庁が実施していなかった。返送された入院時保護者照会について、少年院内においてどの段階まで閲覧しているかについては、院長(33)、次長(5)、首席専門官(3)、

表7 出院時感想録の利用状況

利用状況	庁数
新入時及び中間期教育担当職員にも閲覧できるようにしている。	30
-----	-----
出院準備教育担当職員に回覧し職務の参考をしている。	10
-----	-----
教育課程の編成及び見直しの際の参考をしている。	7
-----	-----
1年に1回もしくは数回集計し、全職員に伝達している。	5

統括専門官(7)となっており、大半の施設では院長も閲覧している。保管方法としては少年簿の写しや処遇記録とともに、在院者個々のファイルに綴じられている。保護者照会から得られた情報の内容は、教育内容及び方法についてが60%を占め、その他が25%である。活用方法については16庁が個別的処遇計画の作成に活用している。

#### (イ) 出院時感想録

出院時感想録を記載させていないのは1庁だけであった。院内における閲覧は院長(47)、首席専門官(4)、統括専門官(1)で、ほとんどの施設で院長も閲覧している。保管方法は一括保管(35)個人別ファイル(17)となっている。得られた情報内容は教育内容についてが多く62%を占め、教育方法、その他がそれぞれ13%である。得られた情報の活用状況は表7のとおりで、出院時感想録から得られた情報を何らかの形で活用している状況がうかがえる。

#### 4 おわりに

これまで、全国の少年院で行われている教育評価における参考情報の利用状況についての調査結果を述べてきた。各少年院ははじめにも述べたように収容の対象はそれぞれ異なるほか、施設の立地条件、職員構成等も異なっ

ている。しかも、国の行政機関として今厳しい条件下におかれているが、今回の調査から見ると、各施設とも教育の充実に向けて、教育評価についても積極的に取り組んでいる姿勢がうかがわれた。今回の調査は実態把握が主であるので、これを基に今後の在り方についてまで述べるだけの資料はないが、最後に各施設から自由記述の形で寄せられた意見の中から参考となるものをまとめて結論とした。

少年院における教育評価についての意見・提言の中から主なものを取り上げると次のとおりである。

- ・ 教育評価の目的、対象、方法等について研究し、少年院における実効ある教育評価法を確立する。
  - ・ 他の教育機関との研究会又は情報を交換することにより、少年院教育との共通性やその特殊性を認識し、それをとおして少年院における教育評価の観点を明確にし、方法を確立する。
  - ・ 教育評価をいつ、誰が、どのように行うかについてのシステム化を図り、効率的に行う。
  - ・ 教育評価に外部からの意見を取り入れることで、自己評価による独善を避け、より客観的な評価となるよう、関係機関からの意見を取り入れるよう努める。
  - ・ 教育評価に成行調査は最も有力な情報であるので、保護者や、保護司に協力を求める。
- 少年院における教育を一層効果あるものにするためには、計画し、実施してきた教育を評価し、その結果を次の教育の計画・実施に反映させることが必要である。今回の調査では、その教育評価をより充実させるため、関係機関等から、教育評価に資する参考情報をどのように収集しているか、そしてそれをどのように利用しているのかの現状を明らかにし、今後、より広く情報を集め効果的に利用するための手掛かりを得ることができた。

本研究をきっかけに従来、ともすれば計画、実施に比べ影がうすかった教育評価についての理解が深まれば幸いである。

最後になるが、本調査に御協力いただいた全国少年院の関係者と、本調査の計画に際しては、次の方々の御協力を得たことを付記して、感謝の意を表する。

山口孝志（法務省矯正局教育課）

木村 敦（ 同 上 ）

津富 宏（法務省矯正研修所）

近藤 智（東京矯正管区教育課）

櫻井英雄（多摩少年院）

古田 薫（関東医療少年院）

（ ）内は、協力依頼時の所属庁である。